

Mizuho Country Insight

【インド】インドの国家運営を担う IAS とは？

(中山幸英のインドのリアル)

2026 年 8 月 21 日

みずほ銀行 国際戦略情報部

インドは各州が産業政策を定め、州独自のインセンティブも存在するなど、投資を考える上で州政府の存在は無視できない。そして、その州政府を実務面で運営する官僚のトップに君臨するのが IAS (Indian Administrative Service)だ。通常、州政府を含むインド政府内では IAS が決定権限を持つことが多いため、投資インセンティブ申請など、州政府とのやり取りを続ける中で IAS が登場した場合には、キーマンとしてその挙動に注意を払う必要がある。以下、IAS をはじめとした、インドに投資する際に知っておくと役に立つ公務員のシステム・職制について説明する。

■IAS とは？

インドの Indian Administrative Service(IAS)は、インドで最難関の公務員とされる。日本におけるキャリア官僚に相当するが、日本とシステム上異なる点がある。特に、帰属州(カーダー)を1つ定められ、帰属する州政府と中央政府¹の勤務を繰り返す点が特徴だ。また、採用される際に、日本のように各省に採用されるわけではないため、中央政府に勤務する際には様々な省庁に勤務する可能性がある。加えて、各国大使館など、海外に勤務するキャリアパスも存在する。若い時から要職を担い、重要な意思決定を行うことが求められるため、インドにおける官僚システムのまさに中枢、頭脳というべき存在である。

■IAS の採用人数

日本のキャリア官僚の採用数が、ここ数年、年間 700～800 人程度で推移しているのに対し、IAS²の年間採用数は 150～180 名程度である。日本とインドの人口差(1.2 億対 14.7 億)を鑑みると、この IAS の採用数はことさら少なく感じられる。実際、日本の各省庁を訪問すると、通常、各フロアにキャリア官僚が複数名存在するが、インドの省庁では省内全部を見渡しても数名の IAS しか存在しないケースもある。このように、日本と比較して極めて数が少ないにもかかわらず、インド政府の重要な政策決定の多くは IAS によって行われている。この状況だけ見ても、インドの官僚機構において、IAS が極めて重要な存在で強大な権限を有しているであろうことは想像に難くない。実際、幾つかの省庁を除き、中央政府各省庁の次官になれるのは IAS のみである。

¹ インドでは連邦政府とされるが、本稿では日本の読者にわかりやすくするために中央政府と記載する。

² インドの公務員試験である UPSC が主催する Civil Services Examination の受験者数 50～60 万人に対する IAS の合格率は 0.1%以下となり、極めて狭き門である。現在、日本ではここまで合格率の低い試験は存在せず、かつて中国で存在した科挙試験を彷彿させる。

■どうやって IAS と見分けるか？

IAS の場合、名刺に「IAS」と書いてあることが多いので、名刺交換すれば直ぐに判る。また、インド(州)政府を訪問する際、事前に面談者氏名が分かる場合にはウェブサイト等で名前を検索してみるとよい。IAS の場合には、いろいろなセレモニーに参加している履歴がヒットし、そこでも「IAS」として紹介されていることが多い。

■IAS という職制の特徴（カーダーシステム）

IAS は採用時に、帰属州(カーダー)を一つ定められ、基本的には帰属州の州政府と中央政府の勤務を繰り返すのが特徴だ。例えば、タミルナド州カーダーに任じられた IAS の場合、基本的にはタミルナド州とデリー(中央政府)を数年おきに異動で行き来することになる。このカーダーは、限られたケースでしか変更が認められないため、通常は生涯を通して同一の帰属州との関わりが続くことになる。このように、IAS とカーダーの関係は切っても切れないものであるため、IAS との面談が決まったら、事前にその人のカーダーを調べておくことが重要であろう。中央政府で IAS と面談した際、やけに特定の州の話をする、特定の州への投資の話を持ち出すような局面に遭遇した際には、狙上に上る州がその IAS のカーダーである可能性をまずは疑ってみたい。

なお、カーダーに任じられた州については、その州の言語を習得することも求められ、試験もあると聞が、インドの言語は難易度に差がある。以前、北インド出身で、南インド某州のカーダーである IAS から「自分は任官した後、タミル語の習得に随分苦労したもののだが、南インド出身の IAS は幼い時からヒンディー語に触れていることも多いし、何よりタミル語の方が難しいから不公平だ」と冗談交じりに嘆いているのを聞き、驚くよりもさすが多様性の国インドだと感心してしまった。

■IAS 以外の公務員の職制

勿論、IAS 以外にもインドの公務員の職制はいろいろと存在するが、IAS に次ぐ難易度と人気を誇るのが、IFS(Indian Foreign Service／外務官僚)と IPS(Indian Police Service／警察官僚)である。先ほど、中央政府各省庁の次官になれるのは IAS のみと述べたが、IFS と IPS でも特定の次官に出世する可能性がある。IFS は外務次官や各国大使にもなれる可能性があり、IPS はインド首相府の特定の次官や地方警察のトップにまで昇進する可能性がある。基本的には、インドではこれら 3 つが公務員の最上位の職制として認識されているようだ。

なお、これらの職制も含め、インドの公務員の職制は、「All India Services」と「Central Civil Services」のいずれかに分類される。前者にはカーダーが存在し州政府にも勤務するのに対し、後者は基本的に中央政府のみで勤務を行う。詳細は下記のとおりとなる。

【図表 1】インドにおける公務員の職制区分と特徴

区分	All India Services	Central Civil Services
特徴	カーダーに任じられた特定州政府と中央政府を異動で行き来する。憲法の規定に基づき、次の 3 つが存在。	中央政府のみに勤務する。特定省庁から別の省庁へ出向するケースもある。下記をはじめ、数十の職制が存在。
具体的職制の例	IAS(Indian Administrative Service) IPS(Indian Police Service) IFS(Indian Forest Service)	IFS(Indian Foreign Service) IRS(Indian Revenue Service) IDES(Indian Defense Estates Service) IES(Indian Economic Service) ITS(Indian Telecommunication Service)

(出所) インド政府ウェブサイト掲載情報に基づき筆者作成

余談であるが、筆者は以前、インド某州の関係者から、「自分は〇〇州カーダーの IFS だ」と言われ、戸惑った経験がある。上記【図表 1】にもある通り、「外交官にカーダーは無いはずだ」と考え一瞬思考が停止したが、後で確認したところ、その方の仰っていた IFS は Indian Foreign Service ではなく、Indian Forest Service であった。IFS が 2 つあり紛らわしい、と当時恨めしく思ったことを今でも覚えている。³

■インド中央政府の役職および序列

インド中央政府における役職のヒエラルキーは、下記の通りである。役職名だけ見ると、2、3、5、6 のうちどれがより上位かが分かりにくい。これらの序列については、知っておくことが重要であろう。

【図表 2】インド中央政府の役職および序列

序列	役職名（日本での相当ランク）
1	Secretary（次官級）
2	Additional Secretary（次官補級）
3	Joint Secretary（局長級）
4	Director（部長級）
5	Deputy Secretary（課長級）
6	Under Secretary（課長補佐級）
7	Section Officer（係長級）

(出所) インド政府ウェブサイト掲載情報に基づき筆者作成

³ 混同を防ぐため、Indian Forest Service を IFoS と記載する例も見られる。

なお、前述のとおり、インドで IAS の数は限られているため、省庁によっては上位の役職のみを IAS が担当しているという例も見られる。例えば、筆者がかつて勤務していたインドの某省庁では、上記 1、2 は IAS であったが、3 は IDES、4 は IES、5 は IRS であった。

ちなみに、州政府でも上記と同じ役職が一部存在するが、全く同じ役職であれば中央政府よりも 1～2 ランクダウンとなる。例えば、中央政府の Deputy Secretary は、州政府の Joint Secretary 相当とされる。

以上

みずほ銀行 国際戦略情報部

グローバルアドバイザー第二チーム エグゼクティブディレクター（インド担当） 中山 幸英

E-mail: yukihide.nakayama@mizuho-bk.co.jp

© 2026 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。